

福岡県認定リサイクル製品（建設資材）利用指針

（目的）

第1条 この指針は、福岡県が発注する公共工事（以下「県工事」という。）において、福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）により認定された認定リサイクル製品のうち、建設資材の利用促進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（指針の運用）

第2条 県工事に携わる者（設計業務受託者、工事請負業者を含む。）は、当該工事を本指針に従って実施するよう努めなければならない。

2 県工事の設計の委託又は工事の発注を行う者は、仕様書等の作成に当たって、認定リサイクル製品の利用に必要な事項を特記事項として明記するものとする。

（認定リサイクル製品の優先利用等）

第3条 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算に当たり、認定リサイクル製品が次の各号に該当し、かつ、その認定品目（各認定品目において細目が定められているときは、その細目とする。以下同じ。）において自由な競争が行われるのに足りる数の製品が認定されている場合は、原則として、再生資源を使用していない製品（以下「新材製品」という。）に優先して当該認定リサイクル製品の認定品目を指定するものとする。

- (1) 価格が新材製品と同等であるもの
 - (2) 工事（民間工事を含む。）において十分な納入実績があるもの
 - (3) 十分な供給が可能であるもの
 - (4) 要綱の施行に関する要領第7条に規定する製造等の管理が適切に実施されているもの
- 2 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算において、前項に該当しない認定リサイクル製品であっても、その認定品目又は認定リサイクル製品を試験的利用等を目的として指定することができる。

（指定された認定品目・製品の入手が困難な場合等の措置）

第4条 県工事の請負業者は、仕様書等で認定品目又は認定リサイクル製品が指定されている場合であって、その指定に該当する認定品目又は認定リサイクル製品の入手が困難な場合その他の特段の事情があるときは、他の製品に変更することができる。この場合において、当該請負業者は、変更する旨を理由を付して文書で申し出て、監督員の承認を得なければならない。

（他の地方公共団体等）

第5条 県は、県内の他の地方公共団体又はこれに準ずる団体に対し、この指針の活用（準用）を推奨するものとする。

附 則

この指針は、平成17年12月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年1月11日から施行する。

附 則（改正 平成31年3月13日）

この指針は、平成32年4月1日から施行する。